区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　5,688点 新生児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　8,896点 （15日以上30日以内の期間）　9,201点 （31日以上110日以内の期間）　9,408点 注　基本診療料の施設基準等第九の六の二の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦に対して、当該病院の医師、助産師、看護師、社会福祉士、公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合に、成育連携支援加算として、入院中１回に限り、1,200点を所定点数に加算する。
区分番号Ａ３０３－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 （14日以内の期間）　3,896点 （15日以上30日以内の期間）　4,201点 （31日以上140日以内の期間）　4,408点
区分番号Ａ３０５に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 （14日以内の期間）　7,697点 （15日以上30日以内の期間）　6,736点 （31日以上の期間）　6,943点
区分番号Ａ３０７に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料１ （14日以内の期間）　3,181点 （15日以上30日以内の期間）　3,486点 （31日以上の期間）　3,693点 小児入院医療管理料２ （14日以内の期間）　2,451点 （15日以上30日以内の期間）　2,756点 （31日以上の期間）　2,963点 小児入院医療管理料３ （14日以内の期間）　1,987点 （15日以上30日以内の期間）　2,292点 （31日以上の期間）　2,499点 小児入院医療管理料４ （14日以内の期間）　1,326点 （15日以上30日以内の期間）　1,631点 （31日以上の期間）　1,838点

小児入院医療管理料５ （14日以内の期間）　322点 （15日以上30日以内の期間）　627点 （31日以上の期間）　834点 注１　基本診療料の施設基準等第九の九の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。 イ　保育士１名の場合　100点 ロ　保育士２名以上の場合　180点 ２　当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、人工呼吸器使用加算として、１日につき600点を所定点数に加算する。 ３　基本診療料の施設基準等第九の九の⑻に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院に入院している患者（小児入院医療管理料３、小児入院医療管理料４又は小児入院医療管理料５を算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。 イ　重症児受入体制加算１　200点 ロ　重症児受入体制加算２　280点 ４　当該病棟に入院している児童福祉法第６条の２第３項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者又は同法第56条の６第２項に規定する障害児である患者について、当該病院の医師又は当該医師の指示に基づき薬剤師が、退院に際して当該患者又はその家族等に対して、退院後の薬剤の服用等に関する必要な指導を行った上で、保険薬局に対して、当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者に係る調剤に際して必要な情報等を文書により提供した場合は、退院時薬剤情報管理指導連携加算として、退院の日に１回に限り、150点を所定点数に加算する。 ５　患者に対する支援体制につき基本診療料の施設基準等第九の九の⑽に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者について、養育支援体制加算として、入院初日に限り300点を所定点数に加算する。 ６　当該病院が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、緊急に入院を必要とする小児患者を受け入れる体制の確保につき基本診療料の施設基準等第九の九の⑾に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟に入院している患者（小児入院医療管理料１又は小児入院医療管理料２を現に算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ　時間外受入体制強化加算１　300点 ロ　時間外受入体制強化加算２　180点 ７　基本診療料の施設基準等第九の九の⑿に規定する基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（小児入院医療管理料１、小児入院医療管理料２又は小児入院医療管理料３を算定している患者に限る。）について、看護補助加算として、入院した日から起算して14日を限度として、151点を所定点数に加算する。この場合において、注８に掲げる看護補助体制充実加算は別に算定できない。